

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するための改正

青少年に対し、次の不当な手段等により、当該青少年の児童ポルノ等（児童の裸体等の写真やその電子データ等）の提供を求める行為を禁止する。

- ① 青少年に拒まれたにもかかわらず、更に求める。
- ② 青少年を威迫して求める。
- ③ 青少年を欺いて求める。
- ④ 青少年を困惑させて求める。
- ⑤ 青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をして求める。
- ⑥ 13歳未満の青少年に対して求める。

(2) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるゲームソフトを有害図書類として指定するための改正

ゲームソフトのうち、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上^{※1}となるもの又は知事の指定するゲームソフト審査団体^{※2}が18歳未満の視聴を不相当としたものを有害図書類とする。

※1 連続3分、合わせて5分

※2 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構

一般社団法人日本コンテンツ審査センター

特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構

(3) 罰則

ア (1)の規定に違反した場合 [30万円以下の罰金]

イ 常習として(1)の規定に違反した場合 [6月以下の懲役又は50万円以下の罰金]

ウ 有害図書類の販売等に関する罰則は現行どおり。

3 公布年月日

令和元年10月16日

4 施行年月日

令和2年1月1日